

## 一般公衆浴場入浴料金統制額の改定に係る概要

### 1 一般公衆浴場入浴料金統制額の改定に係る経緯について

令和7年12月24日（水）に青森県公衆浴場業生活衛生同業組合が県に対して物価高騰等を理由に料金改定を要望した。

### 2 知事が一般公衆浴場の入浴料金の上限額を決定する理由について

一般公衆浴場については、地域住民の日常生活や衛生維持に不可欠な施設であり、低廉な料金で提供できる環境の維持が必要であることから、終戦後から現在に至るまで物価統制令に基づき、都道府県知事が入浴料金の上限額を決定している。

また、国は都道府県知事が統制額を見直すに当たっては次の2点を行うこととしている。

- ①一般公衆浴場の経営実態調査の実施
- ②入浴料金の改定について意見を聞くための協議会等（有識者、住民代表、業者代表）の設置

### 3 青森県公衆浴場入浴料金協議会について

#### (1) 協議会の概要

- ・ 日時：令和8年3月9日（月）13：30～
- ・ 場所：県庁北棟2階 222会議室
- ・ 委員：6名  
（青森大学教授、日本政策金融公庫、消費者協会、地域婦人団体連合会、公衆浴場経営者2名）
- ・ 県が実施した経営実態調査を基に統制額について協議した。

#### (2) 協議会の結論

協議会の意見としては、全会一致で大人530円、中人200円、小人100円とする。

なお、事務局には、今後の入浴料金改定については、引き続き物価等の動向を注視し、事業者の意向も聞きながら統制額の見直しについて議論することをお願いする。

#### (3) 主な議論

多くの委員からは、現在の情勢では値上げはやむを得ないこと、統制額としては経営実態調査の対象において調査対象とした一般公衆浴場（沸かし湯に分類される施設）が黒字化する金額であり、令和7年以降に料金改定した自治体の平均的な料金水準でもある大人530円、中人200円、小人100円が適当であるとの意見があった。

一方で、公衆浴場経営者側からは、現在の中東情勢による燃料高騰を見込んだ料金改定を求める声もあったが、先の見通せない事象を理由として料金改定を協議することには疑問があるとの議論があった。

### 4 今後のスケジュールについて（予定）

- ① パブリックコメント : 4月
- ② 入浴料金統制額の指定（告示） : 5月
- ③ 施行 : 6月